

## 南箕輪村週休2日工事試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の試行実施にあたり必要な事項を定める。

### (週休2日工事の種類)

第2条 週休2日工事の種類は以下のとおりとする。

#### (1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

#### (対象工事)

第3条 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

#### (1) 発注者指定型週休2日工事

村が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

ア 災害復旧等の緊急を要する工事

イ 現場施工期間が1週間未満の工事

ウ その他、週休2日が適さない工事

#### (実施方法)

第4条 発注者は試行工事の実施に当たって、入札公告及び特記仕様書に試行工事である旨及び試行工事の形式を明示するものとする。

#### (設計方法等)

第5条 発注者は設計時に対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

#### (1) 発注者指定型における積算方法

当初設計時において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。なお、設計変更時において、週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正し、減額が必要な場合は変更するものとする。

#### (用語の定義)

第6条 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降

雪等による予定外の休工期も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工期とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業を含む）も実施しない日のことをいう。

6 週休2日の達成とは次条に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

（受注者の取組）

第7条 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。

2 受注者は、週休2日を実施しない場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。

3 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示する。

4 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。

5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。

6 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

（発注者の取組）

第8条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。

3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する時期について、特記仕様書に記載する。

4 監督員は、受注者から前条第2項の通知があった場合、これを受理する。

5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。

6 監督員は、受注者から前条第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。

7 監督員は、前条第6項の状況を確認する。

8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。

9 発注者は、前条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。

10 担当課検査職員等は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

別記（第7条関係）

(1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

(2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

(3) 掲示板の大きさ

工事件名板（0.55m×1.40m）以上のものとする。

(4) 設置位置

現場内において近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所かつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

(5) 掲示板に関する費用

積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

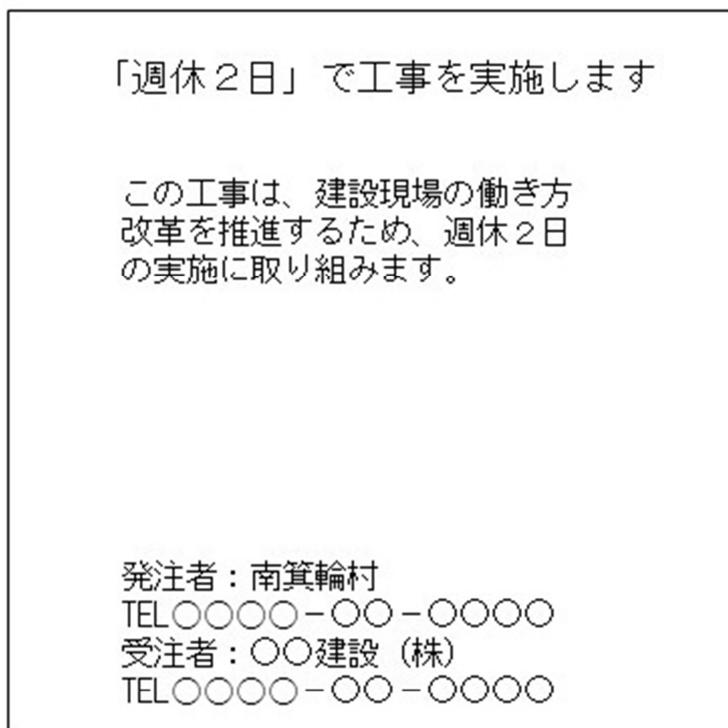


図 掲示板参考図

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月28日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

(補足)

- 1 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- 2 現場施工期間とは、直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間をいう。
- 3 工事完成日とは、片付けを含む現場作業が完了する日をいう。
- 4 控除期間とは、工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間をいう。
- 5 現場閉所日とは、建築工事の場合、現場休息日を含む。なお、現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。  
ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
  - (1) 通行規制に伴う交通誘導
  - (2) 現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り
  - (3) 機械器具の保守点検
  - (4) 品質管理上必要な措置（コンクリート打設に伴う散水、採暖養生の確認等）
  - (5) 現場保全や安全管理上必要な措置（除雪等）
  - (6) 現場見学会や社会貢献活動等の実施
  - (7) その他、受発注者の協議により必要と認められた作業
- 6 現場閉所率は、工事着手日から工事完成日までの控除期間を除く期間における現場閉所日数の割合をいい、現場閉所率による週休2日の達成度の判定は以下の表のとおりとする。

達成度	現場閉所率
月単位	対象期間内の全ての月において、 28.5%以上
通期	28.5%以上
未達成	28.5%未満

- (1) 月単位の現場閉所率とは、「対象期間内の各月の控除期間を除いた日数」に対する「各月の実際の現場閉所日数」の割合をいう。なお、歴上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成している

ものとみなす。

(2)通期の現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合をいう。」

7 経費補正の方法は、長野県の週休2日工事实施要領（以下「県要領」という。）に準じるものとする。なお、第7条第2項の受注者が実施しない場合は、未達成として扱うものとする。